

感染拡大防止対策のために購入した消耗品の購入費を補助します！

黒潮町感染症対策消耗品購入補助金

黒潮町では、町内の事業者のみなさまが、事業所及び店舗等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために要した経費のうち**消耗品費**の一部を補助する「黒潮町感染症対策消耗品購入補助金」の申請を受け付けています。

このたび、補助対象期間及び申請期限を**令和4年3月11日(金)**まで延長することとなりました。

対象者

次の(1)から(4)すべてを満たす事業者

(1)令和3年4月1日時点において、町内で事業所等を運営する事業者

※ 農業、林業及び漁業などの一次産業や公的要素が高い事業(銀行や郵便局、農協、漁協ほか)などは対象外

(2)給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。

(3)黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(4)町税等を滞納していないこと。

補助対象物品

※令和3年10月1日～令和4年3月11日の間に購入した物が対象となります。



裏面の詳細をご覧ください。

①不織布マスク

②フェイスシールド

③ペーパータオル

④使い捨て手袋

⑤除菌シート

⑥消毒液



補助金額

補助対象経費(税抜価格)の2/3以内(上限額:5万円)

提出書類

①補助金交付申請書兼請求書

②補助対象物品の購入の確認ができるもの(領収書など)

③誓約書兼同意書



提出先

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課商工係 ☎55-3115

本庁 産業推進室 産業推進係 ☎43-2113

申請期限

令和4年1月31日(月)まで → **令和4年3月11日(金)まで**に延長

問い合わせ先

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課商工係 ☎55-3115

補助対象物品について

～ 下記以外のものは対象となりません。ご注意ください～

①不織布マスク

素材は**不織布**に限る。



②フェイスシールド

顔全体を覆うタイプに限る。



③ペーパータオル

手拭き、備品の消毒に使用するものに限る。



④使い捨て手袋

使い捨てのものであれば素材は問わない。



⑤除菌シート

手指の消毒、備品の除菌に使用するものに限る。



素材や成分など条件を満たしていない物品は補助対象になりません!!

製品ラベル等で、補助対象物品に該当するものか確認できない場合は、購入前に表面の問い合わせ先までお問い合わせください。

⑥消毒液

エタノール濃度**60%以上95%以下**のものに限る。(※)

◆対象となる消毒液には次のような表示がされています。購入の際に製品ラベル等でご確認ください。



指定医薬部外品

「医薬品」または「医薬部外品」、
「指定医薬部外品」の表示

【成分】
エタノール76.9%含有
【効能・効果】
手指・皮膚の消毒

エタノール濃度60%以上95%以下であることを確認

火気厳禁

エタノール濃度60%以上の製品にはこのような内容の表示が必要となっています。

本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として手指消毒に使用することが可能です。

このような表示があるものも対象となります。

(※)厚生労働省ホームページの下記の記載に基づいて定めています。

・手や指のウイルス対策

濃度70%以上95%以下のエタノール (※) を用いてよくすりこみます。

(※) **60%台のエタノール**による消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、**60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えありません。**